

令和6年(2024年)4月15日

豊中市長 様

法人名 社会福祉法人 白鳩会

代表者 理事長 栗本 広美

社会福祉施設等の指導監査の改善結果について (報告)

このことについて、令和6年(2024年)2月21日実施における指導監査について、その改善状況を別添「指導監査改善報告書」により報告します。

施設等指導監査メモ

施設名	白鳩チルドレンセンター南丘 (施設等種別：幼保連携型認定こども園)
監査年月日	令和6年2月21日(水)

①職員処遇関係②利用者支援③食事提供④施設会計関係⑤確認監査

《備考》

①	<p>【職員処遇】 特に指摘事項はありません。</p> <p>(事務連絡) 一部職員の労働者名簿及び雇用条件通知書が確認できなかったので、後日確認させていただきます。</p>	
②-1	<p>【利用者支援】 (学校安全計画について) 学校安全計画を策定すること。 【根拠法令等：学校保健安全法第27条】</p>	指摘事項
③	<p>【食事提供】 特に指摘事項はありません。</p>	
④	<p>【施設会計】 特に指摘事項はありません。</p>	
⑤	<p>【確認監査】 特に指摘事項はありません。</p>	

豊 福 監 第 1482 号
令和 6 年 (2024 年) 3 月 15 日

社会福祉法人 白鳩会
理事長 様

豊中市長 長 内 繁 樹
(公 印 省 略)

社会福祉施設等の指導監査の結果について (通知)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 19 条第 1 項並びに子ども・子育て支援法第 14 条及び第 38 条の規定により、令和 6 年 (2024 年) 2 月 21 日に実施した標記については、下記のとおりです。

この通知による指導事項について、別添「指導監査改善報告書」により令和 6 年 (2024 年) 4 月 15 日 (月) までに報告してください。また、この通知以外で指導監査時に指摘した事項についても早急に改善を図り、より一層適正な施設運営に努めてください。

なお、期日までに提出がない場合は、改善が図られないものとして取り扱いますので、必ず期日までに提出してください。

記

対象施設	指導監査結果
幼保連携型認定こども園 白鳩チルドレンセンター南丘	改善指導事項あり ・文書改善指導事項は、別紙指導監査改善報告書のとおりです。 ・添付の施設等指導監査メモの内容は、施設の運営の向上に向けて取り組まれない事項です。

豊中市 福祉部 福祉指導監査課
法人指導係
担 当： 木下
電話番号：06-6858-3405
F A X：06-6858-4325
mail：fukushidou@city.toyonaka.osaka.jp

指導監査改善報告書

法人名：社会福祉法人 白鳩会

施設名：幼保連携型認定こども園 白鳩チルドレンセンター南丘

項目	指摘内容	改善状況	
		改善時期又は改善予定時期	改善報告
利用者支援	<p>(学校安全計画について) 児童の安全に関する学校安全計画が作成されていないので、作成するとともに、職員間において共有し、計画に沿った運営を行うこと。 【根拠法令等：就学前の子どもの教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条・準用学校保健安全法第27条】</p>	令和6年4月1日改善済	令和6年4月1日に実施いたしました。今後は、法令を遵守してまいります。

* 上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。